

立地適正化計画作成の手引き

国土交通省 都市局
都市計画課
令和3年10月改訂

6. 誘導施設・誘導区域等の検討について

(参考) 老朽化した都市インフラの計画的改修

- 老朽化した都市インフラの計画的な改修を進めるため、都市計画施設の改修事業について、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を創設。
- 通常の都市計画事業と同様に、都市計画税を充当して改修事業を推進。

背景

- 高度経済成長期以降に整備された都市計画道路、都市公園など都市インフラの老朽化が急速に進行しており、立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域において計画的な改修、更新を進め、生活の安全性や利便性の維持・向上を図ることが必要。

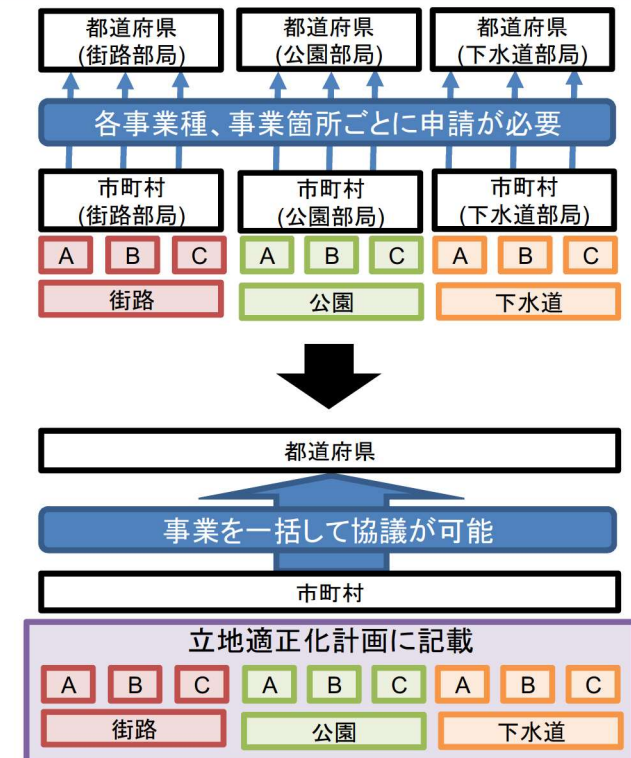
概要

【制度改正】

- 立地適正化計画に、居住誘導区域や都市機能誘導区域の老朽化した都市計画施設の改修に関する事業を記載できることとする。
- 都市計画施設の改修事業を都道府県知事に協議・同意の上、立地適正化計画に記載して公表した場合、都市計画事業認可があったものとみなす。
- 知事への協議にあたっては、協議書類に複数施設を一括して記載可能なほか、新たに土地の収用・使用を伴わない事業については、書類の一部（※）を省略できる。（※）都市計画法第60条第3項第1号の事業地を表示する図面

【税制】

- 通常の都市計画事業と同様に、都市計画税（市町村税）を充当して改修事業を進めることが可能。



(参考) 老朽化した都市インフラの計画的改修

制度活用にあたっての留意点

- 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業を立地適正化計画に記載するにあたっては、
 - ・手続の効率化の観点から、改修を要する施設を一体的に位置づけることが望ましい。
 - ・計画的な改修を推進する観点から、インフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画等の関連する計画と整合を図ることが必要。
 - ・当該施設の管理者と記載内容について十分に調整を図ることが必要。
- 都市計画事業認可に関する事項を記載できる事業は、市町村が施行者となる事業に限られる。
- 当該事項に関する立地適正化計画の変更は、「軽微な変更」となっている。都市計画審議会の意見聴取手続き等は要しない。
- 本制度を活用した立地適正化計画の公表後、都道府県が認可した旨について遅滞なく告示等が行えるよう、市町村は都道府県に対し公表時期の予定等について考え方を共有することが適当。

(参考) 老朽化対策に活用できる事業

- 下記のような国の補助・交付金事業は、当該事業の目的の範囲内で、老朽化した都市計画施設の改修にも活用可能
 - ・都市構造再編集中支援事業
 - ・都市再生整備計画事業
 - ・国際競争拠点都市整備事業
 - ・都市・地域総合交通戦略推進事業
 - ・まちなかウォークアブル推進事業
 - など